

令和3年6月7日

保護者 様

佐渡市立畑野中学校
校長 雑賀 裕

タブレット PC の使用について（お願い）

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より、当校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、この度、文科省が進める GIGA スクール構想実現に向けて、**当校にも一人一台の学習者用タブレット PC が整備されました。**タブレット PC は学びを深めたり、学校生活を豊かにしたりする目的で佐渡市が児童生徒一人一人に貸与したもので、今後 Teams for Education 等を活用し、授業の ICT 化を進めていく予定です。**現在、生徒には「タブレット活用のルール」を指導の上、タブレット PC の活用を始めたところです。**

つきましては、**保護者の皆様も「タブレット活用のルール」をご覧ください**とともに、**下記の留意事項をご確認いただき**タブレット PC の使用についてのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 タブレット PC の使用に関する留意事項

(1) 使用について

- ・タブレット端末は大切に使用するよう学校でも指導しますが、お子さんが故意に破損等させた場合においては、修理に係る費用を負担していただきます。
- ・アカウント名やパスワードについては自分で管理し、他人に教えないように指導します。忘れたときは、先生に伝えるように指導します。

2 タブレット PC の使用に際して指導するルール、モラル

(1) 個人情報保護について

- ・写真撮影や、音や映像を録音・録画する際には、相手の許可（肖像権等）をとるように指導します。
- ・自分や他人の個人情報を SNS やホームページ上に公開しないよう指導します。

(2) 人権侵害について

- ・心を傷つけたり、不快感を与えたりしないように、相手を思いやって使うよう指導します。

(2) 著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重し、使用するときは許可をとってから使用するよう指導します。

(4) インターネットの利用について

- ・インターネットで、不適切なサイトを閲覧したり投稿したりしないよう指導します。

※タブレット端末でどのホームページを見たか（アクセス履歴）は、自分のタブレット上で消しても教育委員会にわかるように設定されています。（法律違反や不適切な使い方をしていないかを先生が確認することもあります。）

(5) 健康面について

- ・目とタブレット PC までの距離をなるべく 30 cm 離し、良い姿勢で使うように指導します。
- ・健康面に留意し、環境に配慮しながら、長時間使用せず、時間を決めて使用できるよう指導します。

3 その他

○上記2の内容につきましては、ご家庭におかれましてもお子さんがルール、モラルを守って PC 等を使用できるようにご指導いただきたくお願いいたします。